

## 除染関係ガイドラインの策定について

### 1 概要

- 放射性物質汚染対処特措法第 40 条第 1 項（土壌等の除染等の措置の基準）及び第 41 条第一項（除去土壌の処理の基準）等を定める環境省令（以下「基準省令」）を具体的に説明するガイドラインを、専門家、自治体、事業者等からなる作業部会（委員構成は別紙のとおり）により検討。
- 12 月中旬に基準省令と同時に公表予定。
- ガイドラインの種類は以下のとおり。
  - 除染等の措置
  - 除去土壌の収集・運搬
  - 除去土壌の保管（現場保管及び仮置場での保管）
  - 除染実施区域の指定のための調査測定方法
- 主な読者としては、市町村が除染を行う地域（年間 1 から 20 ミリシーベルト）の行政、事業者及び市民を想定。
- 既存の主要関連文書（「市町村による除染実施ガイドライン」、「除染技術カタログ」等）を参考にして作成。
- モデル事業等の知見の集積を踏まえ、今後は逐次改訂。

### 2 その他

- 作業者の労働安全衛生は、厚生労働省のガイドラインで対応

## 除染関係ガイドライン検討作業部会メンバー

氏名	所属
飯本 武志	東京大学環境安全本部 准教授
大迫 政浩	国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター長
鈴木 克昌	福島県 除染対策課長
日笠山徹巳	土壌環境センター技術委員会委員
森 久起 (主査)	原子力研究バックエンド推進センター 専務理事
吉森 道郎	日本原子力研究開発機構 放射性廃棄物管理第1課長

五十音順・敬称略

## (案) 本編略